

# 新宿区教育委員会会議録

## 令和8年第1回臨時会

令和8年3月27日

新宿区教育委員会

令和8年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 令和8年3月27日(金)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時13分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	鴨 川 明 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	年 綱 和 代
委 員	的 場 美 規 子	委 員	津 田 晃 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	中央図書館長	山 本 秀 樹
教育調整課長	徳 永 創	教育指導課長	坂 元 竜 二
主任指導主事	北 中 啓 勝	統括指導主事	池 田 知
教育支援課長	菊 地 ゆ み	統括指導主事	辻 慎 二
学校運営課長	高 橋 和 孝		

書記

教 育 調 整 課 査 査 長	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
-----------------	---------	---------------	---------

## 議事日程

### 議案

- |      |        |   |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 第14号議案 | 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則                           |
| 日程第2 | 第15号議案 | 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則                               |
| 日程第3 | 第16号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則                       |
| 日程第4 | 第17号議案 | 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則                       |
| 日程第5 | 第18号議案 | 令和8年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について                         |
| 日程第6 | 第19号議案 | 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について |

---

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和8年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会します。

本日の会議は、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、年綱委員にお願いいたします。

---

◎ 第14号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第15号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第16号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第17号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第18号議案 令和8年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について

◎ 第19号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第14号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、  
「日程第2 第15号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第16号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、  
「日程第4 第17号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第18号議案 令和8年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」、「日程第6 第19号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、まず、日程第1 第14号議案から日程第5 第18号議案について一括して説明を受け、審議を行います。次に、日程第6 第19号議案について説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第14号議案から第18号議案の説明を、教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第14号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改

正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第14号議案を御覧いただきまして、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。

第6条の5第1項でございます。教職員間の総合的な調整を行う職として、小中学校に主務教諭という職を新設いたします。この規定の準用により、特別支援学校におきましても、主務教諭が新設されます。また、1枚おめくりいただき3ページ目、25条、幼稚園につきましては主務教諭は置きませんので、これまで準用していた小中学校に係る第6条の5という規定、これを削除いたします。そのほか、この改正に伴う文言の整理をしているところでございます。

次に、附則でございますが、この規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第14号議案の提案理由です。

学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第15号議案 新宿区立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、落合第四幼稚園が休園となることに伴い、所要の改正を行うものです。

第15号議案を御覧いただき、2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。その裏面の別記を御覧ください。

この別記は、3歳児保育実施園を規定しているものでございますが、この4月から休園となる落合第四幼稚園を削除いたします。

次に、附則でございますが、この規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

では、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第15号議案の提案理由です。

落合第四幼稚園が休園となることに伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第16号議案 新宿区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

この議案につきましては、2つ前、第14号議案と同様に学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

では、第16号議案を御覧ください。2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。その裏面の別記を御覧いただければと存じます。

この別記では、期末手当の加算の対象職員と割合を示しており、従前、小中学校の規定を準用しておりましたところ、今回の改正で幼稚園につきましては主務教諭を置きませんので、文言の整理を行うものでございます。従前と意味合いが変わるものではございません。

次に、附則でございますが、この規則は、令和8年4月1日から施行いたします。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第16号議案の提案理由です。

学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第17号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案につきましても、学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

第17号議案を御覧ください。2枚おめくりいただきますと、新旧対照表がございます。その裏面の別記を御覧いただければと存じます。

勤勉手当の加算の対象職員と割合を示しております。改正内容は第16号議案と同様でございます。

次に、附則でございますが、この規則は令和8年4月1日から施行いたします。

なお、本議案には特記事項が付されておまして、特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものでございます。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第17号議案の提案理由です。

学校教育法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

続きまして、「第18号議案 令和8年度新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額について」御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定めるものです。

それでは、第18号議案を1枚おめくりいただきまして、令和8年度 会計年度任用職員報酬額等一覧表を御覧ください。

給与改定後のそれぞれの報酬額は、一番右側の列にございます、令和8年度報酬（給料）月額金額となります。

それでは、議案の1ページ目にお戻りいただきまして、第18号議案の提案理由です。

新宿区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、新宿区教育委員会会計年度任用職員の報酬額を定める必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。順に質疑してまいりたいと思います。

初めに、第14号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第14号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第14号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第15号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 こちらも特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第15号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第16号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第16号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第16号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第17号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第17号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第17号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第18号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。  
こちらよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第18号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第18号議案は、原案のとおり決定いたしました。

それでは、第19号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第19号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」御説明いたします。

議案を1枚おめくりいただきまして、こちらが臨時代理の概要を記載したものとなっております。

本来、補正予算案など、区長に対し教育委員会の意見を述べる事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議いただく事案でございますが、さきの令和8年新宿区議会第1回定例会に提出されました令和8年度新宿区一般会計補正予算（第1号）中、歳出第10款教育費につきましては、教育委員会を開催するいとまがございませんでしたので、教育長が臨時代理を執行し、補正予算案に異議がない旨の意見を述べたものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委員会の承認を受けるものでございます。

さらに、1枚おめくりいただきまして、今回の補正予算の概要となっております。

今回補正を行いましたのは、全部で2事業でございます。まず、第2項小学校費、第5目営繕費、事業名、一般修繕、内部改修等整備です。

補正予算額は4,102万9,000円の増で、補正後の予算額は3億2,186万2,000円です。これは天神小学校において、一部の建材に飛散性の高いアスベストを含有していることが判明したため、撤去工事の実施に要する経費を計上するものでございます。

次に、第6項幼稚園費、第2目幼稚園振興費、事業名、乳児等支援給付等です。

補正予算額は109万2,000円の増で、補正後の予算額は6,376万1,000円です。これは令和8年度から実施する新宿区乳児等通園支援事業について、都の補助単価が改定されるため増額

するものでございます。

本事業は、都補助金の対象となるため、歳入についても併せて増額いたします。

それでは、1枚目にお戻りいただきまして、第19号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第19号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第19号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第19号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了します。

次に、本日の日程で予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

---

## ◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

---

午後 3時13分閉会